

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
温泉法（昭和23年法律第125号）第31条	許可の取り消し等	生活衛生課

1 法第31条に基づき、営業者に命じる許可取り消しの処分に係る審査基準は次のとおりとする。

次のいずれかに該当する場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

(1) 公衆衛生上必要があると認めるとき。

(2) 前記(1)には、次の場合を含む。

ア 当初有害でなかった温泉の成分が有害に変化したとき。

イ 温泉の従来成分の他に有毒ガスが多量併発するに至ったとき。

ウ 利用施設の換気、採光等あるいは利用方法そのものが公衆衛生上適当でない場合。

(2) 温泉利用許可を受けた者（法人にあってはその役員）が温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に至ったとき。

(3) 温泉利用許可を受けた者が法人であって、その役員の中に、温泉利用許可を取り消された日から2年を経過しない者に該当する者があるに至ったとき。

(4) 温泉利用許可を受けた者が温泉法の規定又は同法の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 法第31条に基づき、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずる場合の審査基準は次のとおりとする。

次のいずれかに該当する場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

(1) 公衆衛生上必要があると認めるとき。

(2) 前記(1)には、次の場合を含む。

ア 当初有害でなかった温泉の成分が有害に変化したとき。

イ 温泉の従来成分の他に有毒ガスが多量併発するに至ったとき。

ウ 利用施設の換気、採光等あるいは利用方法そのものが公衆衛生上適当でない場合。

(3) 温泉利用許可を受けた者が温泉法の規定又は同法の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。